

家庭状況書

太枠内の該当する項目全てを記入してください。

		父 の 状 況		母 の 状 況	
勤 務	勤務(内定)先 名 称	〔就労中・内定〕		〔就労中・内定〕	
	勤務(内定)先 所 在 地				
	勤務(内定)先 電 話 番 号	()		()	
	職 種				
	自宅⇒勤務先 通 勤 時 間 通 勤 手 段	片道 時間 分 電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩	片道 時間 分 電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩	片道 時間 分 電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩	片道 時間 分 電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩
出 産 予 定	無 ・ 有〔出産予定日： 年 月 日 / 多胎児 無 ・ 有 ()人〕				
産休後の予定 ※出産予定「有」の 場合いずれかに○	育児休業取得 ・ 復職 ・ 求職活動 ・ 退園(出産要件期間のみ入園希望) ※育児休業を取得する場合は下記項目に期間を記入してください。				
育 児 休 業 取 得 中 (予 定)	無 ・ 取得中 ・ 取得予定 (年 月 日 ~ 年 月 日)		無 ・ 取得中 ・ 取得予定 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
病 気	病名() 年 月 日から 入院・通院(月・週 回) 療養予定期間：約 か月間		病名() 年 月 日から 入院・通院(月・週 回) 療養予定期間：約 か月間		
心 身 障 害	障害名() 手帳 無 ・ 有 (手帳 級・ 度)		障害名() 手帳 無 ・ 有 (手帳 級・ 度)		
介 護 ・ 看 護	申込児童からみた続柄() 氏名() 年齢(歳) 病名() 在宅・入院・通院・送迎・その他()		申込児童からみた続柄() 氏名() 年齢(歳) 病名() 在宅・入院・通院・送迎・その他()		
就 学 等	学 校 名				
	通学先所在地				
	在 学 期 間	年 月 入学～ 年 月 修了見込		年 月 入学～ 年 月 修了見込	
	学 校 の 形 態	大学・職業訓練校・専門学校・日本語学校・その他()		大学・職業訓練校・専門学校・日本語学校・その他()	
	自宅⇒学校 通 学 時 間 通 学 手 段	片道 時間 分 電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩	片道 時間 分 電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩	片道 時間 分 電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩	片道 時間 分 電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩
不 存 在 の 場 合	死別・離婚・未婚・その他() 年 月 日 から		死別・離婚・未婚・その他() 年 月 日 から		
そ の 他 (災害復旧等含む)					

《以下、全ての項目を記入してください》

生 活 保 護		受けていない ・ 受けている ・ 申請中 (年 月 日から受給)				
祖 父 母 の 状 況		氏 名	年 齢	現在の状況		日中の状況 ※いずれかに○
父 方	祖父	/ □ 不存在		<input type="checkbox"/> 同居(保育にあてられない理由:)	<input type="checkbox"/> 障害者手帳有 ()	会社員等・自営
	祖母	/ □ 不存在		<input type="checkbox"/> 別居(住所:)		無職・病気・その他
母 方	祖父	/ □ 不存在		<input type="checkbox"/> 同居(保育にあてられない理由:)	<input type="checkbox"/> 障害者手帳有 ()	会社員等・自営
	祖母	/ □ 不存在		<input type="checkbox"/> 別居(住所:)		無職・病気・その他

家庭状況書【裏面】

★入園選考の結果、入園できなかった場合について、以下の1～5のいずれかに○をし、各項目をご記入ください。(利用調整に影響しません。)

- 育児休業を延長する。⇒ a. 年度途中は復職を希望しない / b. 年度中でも、入園出来れば直ちに復職する
- 父・母・()の職場に同行する。⇒ 職場内に託児所 有・無
- 保育ママの利用申請をする。(※0歳クラスのみ) ⇒ 申請済・申請予定
- その他の預け先を検討する。
⇒ 父母・祖父母・親戚・認証保育所・企業主導型保育所・その他認可外保育施設(ベビーシッター・ファミリーサポート等)
⇒ 具体的に検討している施設があれば、施設名をご記入ください。施設名()
- 現在の保育施設に継続して通園する。

≪保育園・認定こども園・地域型保育事業の入園・継続に関する注意事項および復職誓約≫

◆以下の事項(注意事項・復職誓約)に同意します。 ※復職誓約は該当世帯のみ確認・記入してください。

年 月 日 保護者氏名(自署してください)

※すべての事項をよくお読みのうえ、口にチェックを付けてください。

注 意 事 項	確認欄
① 保育園・認定こども園・地域型保育事業(以下「保育園等」という)の利用調整に必要な書類は、期限までに必ず提出してください。書類が提出されない場合、利用調整が行えません。	<input type="checkbox"/>
② 私立保育園・認定こども園・地域型保育事業(以下「私立の保育施設」という)は施設により特色があります。入園をご希望の場合は、 お子さんと一緒に園内を見学、又は保育方針等の説明を受けてください。	<input type="checkbox"/>
③ 施設によっては利用可能な年齢に上限があり、希望する利用期間より実際の利用期間が短くなる場合があります。	<input type="checkbox"/>
④ 私立の保育施設は、第1希望の方から利用調整を行います。その後、定員にまだ空きがある場合は第2希望の方、次に第3希望の方の順番で利用調整します。区立保育園の利用調整は希望順位による差はなく、保育の必要性の高い方から利用調整します。	<input type="checkbox"/>
⑤ 利用調整指数は申込時の就労状況等で決定します。 入園希望月の翌月1日までに勤務を開始(育児休業中の場合を除く)する場合は、勤務内定として取り扱います。	<input type="checkbox"/>
⑥ 入園後、勤務及び家庭状況を再確認するため、就労証明書等を再度提出してください。 利用調整は申込時の勤務及び家庭状況が入園後も続いているという条件で行います。 勤務及び家庭状況が入園月以前に変更となった場合は、利用決定の取り消しや退園となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
⑦ 申込の内容が事実と異なる場合、保育園等の利用調整結果または利用決定を取り消すことがあります。また、入園日前日までに面接・健康診断を受けられない場合や健康診断の結果によっては、保育園等の利用調整結果が取り消しとなる場合があります。	<input type="checkbox"/>
⑧ 申込後、保育園等に入園する必要がなくなった場合や、申込内容(家庭状況や勤務状況等)に変更が生じた場合は、区に届出が必要です。至急ご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
⑨ 転園内定後は、元の保育園等には戻れませんのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
⑩ 保育の必要性の認定で示された時間と、実際にお預かりする時間は異なります。実際のお預かり時間は、ご家庭の状況に応じて、利用決定後に園長(施設長)が決定します。	<input type="checkbox"/>
⑪ 求職中の方の通園承諾期間は入園日から3か月です。3か月目の15日までに就労証明書を提出してください。就労証明書が提出されない場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
⑫ 出産の事由で保育園等に通園できる期間は、出産予定月とその前後2か月の計5か月以内です。	<input type="checkbox"/>
⑬ 郵送事故等による提出書類の遅れや不着、紛失等については、区では一切の責任を負いかねます。なお、お電話による到着確認等の問い合わせには対応いたしかねます。	<input type="checkbox"/>
⑭ 保育園等の通園継続要件は、保護者が月48時間以上(交通所要時間、休憩時間を除く)の勤務・就学・介護等をしていることです。保育の必要性がなくなった場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
⑮ 次のような場合も、原則、保育園等を退園となります。 ◆ 2か月以上にわたり保育園等への通園がない場合 ◆ 江戸川区外へ転出した場合(ただし、所定の手続きにより通園できる場合もあります) ◆ 定期的に確認する「保育が困難であることを証明する書類」の提出がない場合	<input type="checkbox"/>
⑯ 利用者負担額(保育料)は1か月単位となっています。月の途中で退園しても1か月分の利用者負担額(保育料)がかかります。	<input type="checkbox"/>
⑰ 利用者負担額(保育料)を正当な理由がなく滞納されている場合、利用調整結果が保留されることがあります。	<input type="checkbox"/>
⑱ 延長保育をご希望の場合(保育標準時間・短時間の区分により、お預かりする時間が異なります) ◆ 区立保育園の延長保育申込は、別途「延長保育申込書」の提出が必要です。 ◆ 私立の保育施設の延長保育は、入園内定後に各園に直接申込となります。	<input type="checkbox"/>
⑲ この申込書は、入園希望月の年度内有効です(3月入園分まで)。 翌年度の4月以降の入園申込は、別途申込が必要です。	<input type="checkbox"/>
⑳ 認定区分に変更が生じた場合、保育園等を継続利用できなくなることがあります。	<input type="checkbox"/>
㉑ 4月入園の申請をされた方の支給認定証は、申請数の関係から発行までに期間を要するため、利用調整結果通知書と併せて送付します。	<input type="checkbox"/>

復 職 誓 約 ※以下、育児休業または産前・産後休業から復職される方は必ずご記入ください。

入園が決定した場合、育児休業中の場合は **入園月の翌月1日までに復職**、産前・産後休業中の場合は **産後休業終了後に復職** し、その事実を証明するため、就労証明書を復職後2週間以内に提出します。入園月の翌月1日まで、もしくは産前・産後休業終了後に申込時と同等の勤務内容及び勤務時間・日数で復職しなかった場合や、就労証明書を期限内に提出しなかった場合、**内定を取り消されること** や保育施設を **退園すること** に同意します。

※入園が内定した場合、不承諾のきょうだいや、申込をしていないきょうだいがいても、復職する必要があります。

【育児休業対象児の申込をしていない方】

育児休業対象児の申込をしていない場合、そのお子さんの預け先に☑をしてください。

保育ママ 認証保育所 企業主導型保育所 職場同行(在宅勤務含む) 祖父母 その他()

該当者
父 母